

<p>体不自由児を入所させる医療型障害児入所施設</p>	<p>養費の算定基準に準じて算定した額 保健衛生費 370円 乳幼児加算費 21,140円 日用品費 19,400円 指導訓練材料費 430円 看護代替要員費 160円 重度障害児支援加算費 59,030円 スプリンクラー保守管理費 310円 重度重複障害児加算費 33,600円 被虐待児受入加算費 37,900円 児童発達支援管理責任者専任加算費 7,590円 小規模グループケア加算費 73,420円 心理指導担当職員配置加算費 5,310円</p>							
<p>主として肢体不自由児を入所させる指定発達支援医療機関</p>	<p>健康保険の療養費の算定方法及び入院時食事療養費の算定基準に準じて算定した額 日用品費 19,400円 保育士等加算費 21,140円 乳幼児加算費 21,140円 指導訓練材料費 430円 特別訓練費 820円 重度障害児支援加算費 59,030円 重度重複障害児加算費 33,600円 被虐待児受入加算費 37,900円</p>							
<p>主として肢体不自由児を入所させる福祉型障害児入所施設</p>	<p>49,080円 重度障害児支援加算費 59,030円 行動障害児加算費 3,340円 重度重複障害児加算費 33,600円 被虐待児受入加算費 37,900円</p>	<p>通所のための交通費実費 4,940円 教科書代等</p>	<p>81,260円 さらに住居費及び生活諸費の経費を加算 141,430円</p>	<p>5級地 7,110円 4級地 5,440円 3級地 3,520円 2級地 2,620円 その他の地域 1,310円</p>				

<p>主として自閉症児を入所させる医療型障害児入所施設</p>	<p>健康保険の療養費の算定方法及び入院時食事療養費の算定基準に準じて算定した額 保健衛生費 370円 日用品費 19,400円 看護代替要員費 160円 重度障害児支援加算費 (25%)49,180円 (30%)59,030円 行動障害児加算費 3,340円 スプリンクラー保守管理費 950円 被虐待児受入加算費 37,900円 重度重複障害児支援加算費 33,600円 児童発達支援管理責任者専任加算費 7,590円 小規模グループケア加算費 73,420円 心理指導担当職員配置加算費 5,310円</p>								
<p>主として重症心身障害児を入所させる医療型障害児入所施設及び指定発達支援医療機関</p>	<p>健康保険の療養費の算定方法及び入院時食事療養費の算定基準に準じて算定した額 指導費 243,680円 日用品費 19,400円 看護代替要員費（指定発達支援医療機関を除く。） 160円 療育訓練費 430円 スプリンクラー保守管理費 310円 被虐待児受入加算費 37,900円 児童発達支援管理責任者専任加算費（指定発達支援医療機関を除く。） 7,590円 小規模グループケア加算費（指定発達支援医療</p>								

機関を除く。)										
73,420円										

(注) この表に定めるもののほか、(1)主として知的障害児を入所させる福祉型障害児入所施設等の入所児童が疾病等により医療を受けたときは、「健康保険の療養費の算定方法」及び「入院時食事療養費の算定基準」に準じて算定した額が医療費として支弁される。